

政府管掌健康保険の事業運営状況

1. 適用の適正化

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
適用事業所数 (単位:所)	1,488,205 (▲0.5%)	1,498,226 (0.7%)	1,515,290 (1.1%)	1,548,534 (2.2%)	1,582,047 (2.2%)
被保険者数 (単位:人)	18,815,485 (0.0%)	18,930,749 (0.6%)	19,156,318 (1.2%)	19,501,172 (1.8%)	19,806,788 (1.6%)

(注1)各計数は、年度末現在。
(注2)括弧内は、対前年度伸び率。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新適事業所数 (単位:所)	52,738 (3.7%)	57,945 (9.9%)	65,010 (12.2%)	78,973 (21.5%)	77,000 (▲2.5%)
全喪事業所数 (単位:所)	58,985 (▲21.9%)	43,915 (▲25.5%)	43,789 (▲0.3%)	40,790 (▲6.8%)	39,596 (▲2.9%)

(注)括弧内は、対前年度伸び率。

(1) 未適用事業所の適用促進

① 未適用事業所の適用促進

- ・ 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等の活用により未適用事業所を把握し、事業主からの自主的な届出を促すための文書・電話による加入勧奨や、訪問による加入勧奨を実施。
- ・ 一定規模以上の事業所から、順次、呼出や戸別訪問等による重点的な加入指導を実施。
- ・ 重点的な加入指導後においても加入手続を行わない一定規模以上の事業所から、立入検査等を実施し、職権による適用を実施。

〈参考〉平成19年度の実施状況〔詳細については、別添1のとおり〕※（ ）は前年度の数値

- ・ 適用した事業所数 6, 199事業所（ 8, 459事業所）
- ・ うち職権適用事業所数 73事業所（ 87事業所）

② 民間委託の実施

- ・ 未適用事業所の加入勧奨業務について、これまでの市場化テストのモデル事業（17年度5社会保険事務所 → 18年度 104社会保険事務所）の経験も生かしつつ、民間委託（具体的な手法等を民間事業者へあらかじめ示す通常の委託方式）の対象を全国の社会保険事務所へ拡大。

(2) 適用事業所の事業所調査

① 事業所調査の重点化実施

- ・ 労働者派遣業等の業種や短時間就労者等を多く使用する事業所を重点的調査対象の事業所とする。（選定する業種等は、昨今の会計検査院の実施検査における指摘事項等を踏まえて選定。選定業種：派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）

② 効果件数の把握

- ・ 短時間労働者や労働者派遣を受けている事業所の実態把握及び調査結果による資格関係の効果件数を毎月報告することとし、調査対象事業所の効率的、効果的選定を実施。

〈参考〉平成19年度の実施状況〔詳細については、別添1のとおり〕※（）は前年度の数値

- ・ 資格関係事業所調査件数 206,652事業所（460,916事業所）
- ・ 適用事業所数に占める割合 12.78% （28.65%）

平成19年度 適用の適正化対策の実施状況について

1 未適用事業所の適用促進

- 適用した事業所数 **6,199 事業所**
(うち職権適用 73 事業所)
- 適用した被保険者数 **13,470 人**
(うち職権適用 483 人)

未適用事業所数
(平成19年度末)

100,470事業所
(前年度末未適用事業所
数 97,427事業所)

2 適用事業所の事業所調査

- 適用した被保険者数 **29,555 人**
(前年度 62,122人)

[資格関係事業所調査件数]

- 調査件数 **206,652 事業所**
(※適用事業所数に占める割合 12.78%)

平成19年度 未適用事業所の適用促進の実施内訳について

1 適用促進対象事業所の選定の実施状況

- 対象事業所数 61,163事業所
- 適用促進対象事業所として選定した事業所数 31,866事業所

2 適用促進対象事業所に対する加入指導等の実施状況

	実施事業所数	指 導 結 果			
		適用に結びついた事業所数	適用に至っていない事業所数	適用済であった事業所数	適用対象外等事業所数
文書・電話による加入勧奨	88,446	1,149	51,313	8,899	27,085
訪問による加入勧奨	39,407	606	24,470	1,643	12,688
呼出による加入指導	1,030	80	879	7	64
戸別訪問等による加入指導	3,583	913	2,315	59	296
職 権 適 用		73	(被保険者数) 483人		
上記以外による適用		3,378			

※ 上記の実施状況は、平成19年度末現在において未適用となっている97,427事業所に対する加入指導等を含む。

3 未適用事業所数(平成20年3月末現在)

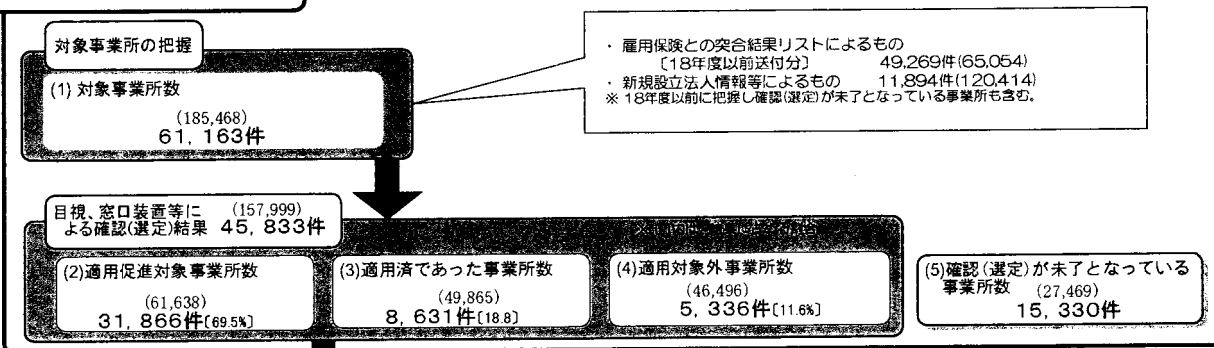
事業所数	従 業 員 規 模				
	5人未満	5人～9人	10人～14人	15人～19人	20人以上
	(81.9%)	(14.0%)	(2.5%)	(0.7%)	(0.8%)
100,470	82,309	14,018	2,558	738	847

* ()は構成割合、小数点以下第2位を四捨五入

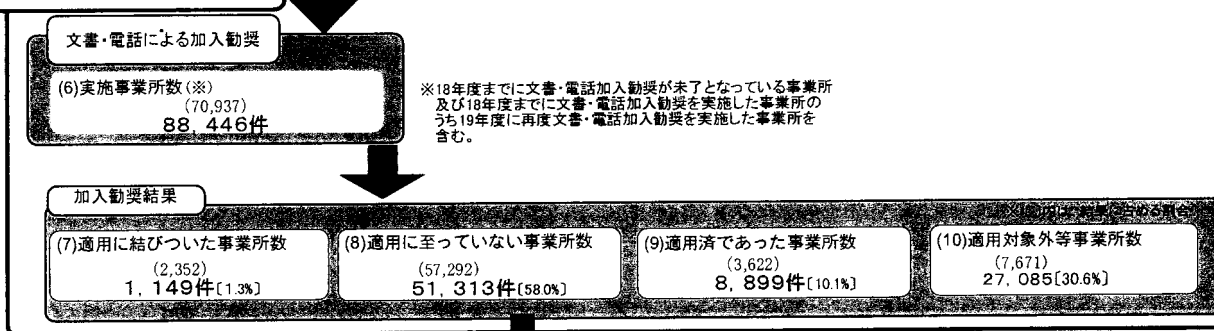
平成19年度 未適用事業所の適用促進の実施内訳の詳細

※ ()内は、18年度実施状況である。

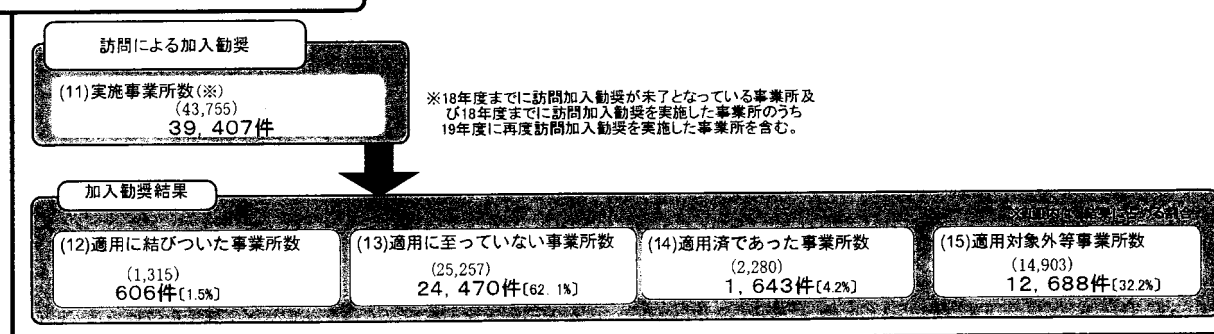
1. 適用促進対象事業所の選定

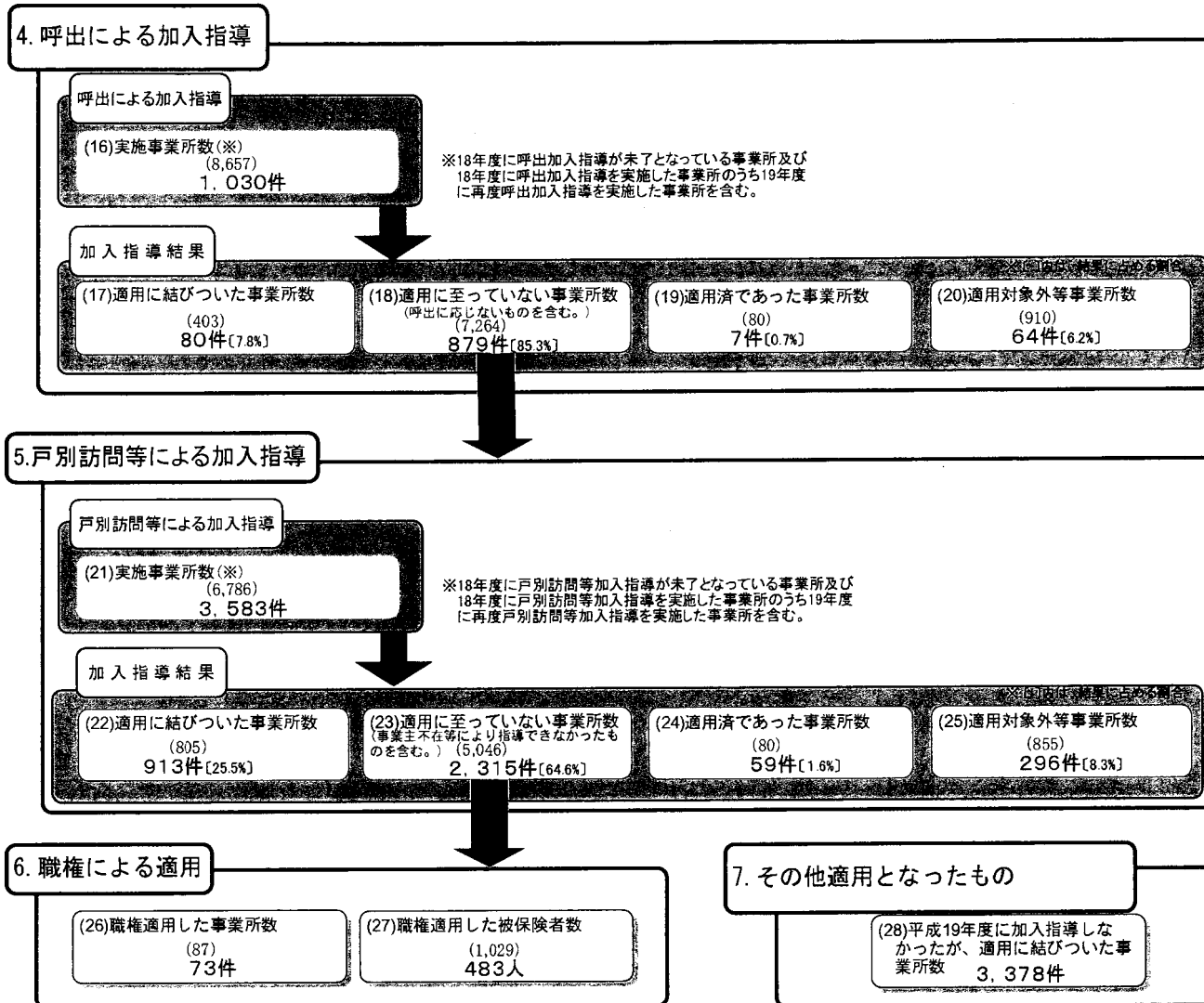


2. 文書・電話による加入勧奨



3. 訪問による加入勧奨





(注) 平成18年度末現在において未適用となっている事業所(97,427件)に対して、平成19年度における適用促進の結果、計24,480件が適用に至ったこと等により解消され、平成19年度末現在において、引き続き、未適用となっている事業所数は72,947件となっている。

- ・ 適用に至った事業所数 4,180件 (うち職権適用69件)
- ・ 適用対象外等であった事業所数 20,300件

平成19年度 適用事業所調査の実施内訳について

[参考2]

1 資格関係事業所調査の実施結果

(1) 資格関係事業所調査件数 206,652 事業所 (460,916)

[※適用事業所数に占める割合 12.78%]

(2) 調査により適用した被保険者数 29,555 人 (62,122)

2 調査官総合調査の実施結果

(1) 調査官総合調査件数 185,473 事業所 (388,322)

[※うち重点調査件数 37,228件]

(2) 調査官総合調査の結果

① 資格得喪関係

・ 調査により改善した事業所数 17,139 事業所 (39,019)

・ 調査により改善した被保険者数 67,079 人 (137,249)

② 標準報酬月額関係

・ 調査により改善した事業所数 34,689 事業所 (75,360)

・ 調査により改善した被保険者数 115,138 人 (210,527)

※ ()は前年度の数値。

2. 保険料収入の確保

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
徴収決定済額 (単位:億円)	65,529	66,220	67,091	67,752	69,252
現年度分	63,775	64,666	65,700	66,500	68,030
過年度分	1,753	1,554	1,390	1,252	1,222
収納済額 (単位:億円)	63,741	64,619	65,677	66,404	67,760
現年度分	63,325	64,268	65,361	66,141	67,522
過年度分	416	352	316	263	238
保険料収納率 (単位:%)	97.3	97.6	97.9	98.0	97.8
現年度分	99.3	99.4	99.5	99.5	99.3
過年度分	23.7	22.6	22.7	21.0	19.5

(注1) 徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分。

(注2) 保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合。

(注3) 各計数は四捨五入している。

(1) 納期内納入の励行指導

- 保険料の納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対して口座振替による保険料納付の促進や納期内納入に関する依頼文書について納入告知書を送付する際に同封するなど、納期内納入についての励行指導を実施。

〈参考〉口座振替実施率の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
口座振替実施率	81.3%	85.7%	85.5%	85.2%	84.6%

(2) 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- ① 保険料滞納の発生防止のための速やかな納付督促、滞納処分の早期着手に努め、不渡りや倒産に関する情報の早期把握、財産調査の徹底など、確実な滞納処分の実施。
- ② 長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等について、地方社会保険事務局と社会保険事務所が一体となった効果的かつ効率的な対策の実施。

(3) 適正な事務処理の徹底

- 滞納整理に当たっては、法令、通知等に基づく事務処理手順等を遵守し、適正な事務処理を徹底。